

船舶事故調査報告書

平成30年1月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年10月2日 14時50分ごろ
発生場所	長崎県西海市瀬戸港南方沖 <small>さいかい</small> <small>かしらしまみなみ</small> 頭島南灯台から真方位338° 1,450m付近 （概位 北緯32° 55.6′ 東経129° 37.9′）
事故の概要	漁船 <small>もうこう</small> 猛光丸は、北進中、また、漁船あやねは、漂流中、両船が衝突した。 あやねは、船長が負傷し、右舷外板の擦過傷等を生じ、また、猛光丸は、右舷外板等に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成30年10月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 猛光丸、5.3トン NS2-9842（漁船登録番号）、個人所有 13.38m (Lr) × 2.98m × 0.89m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、昭和53年6月30日 B 漁船 あやね、0.4トン NS3-403911（漁船登録番号）、個人所有 5.09m (Lr) × 1.58m × 0.59m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、 平成9年2月28日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月6日 免許証交付日 平成26年8月29日 （平成32年2月7日まで有効） 甲板員A 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年4月16日 免許証交付日 平成28年8月16日 （平成34年4月15日まで有効） B 船長B 男性 83歳

	<p>一級小型船舶操縦士・特殊小型操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月6日 免許証交付日 平成28年8月16日 (平成33年8月15日まで有効)</p>
死傷者等	<p>A なし B 重傷 1人(船長B)</p>
損傷	<p>A 右舷外板及び船首部に擦過傷 B 右舷外板に擦過傷、船首部のかんぬきに折損</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m</p>
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、たちうお曳縄漁の目的で、平成30年10月2日05時00分ごろ長崎県長崎市母子島南方沖の漁場に向けて瀬戸港を出港した。</p> <p>A船は、06時00分ごろ、漁場に到着して操業を始め、14時00分ごろ操業を終えて帰途についた。</p> <p>A船は、船長Aが、操舵室で立って操船に当たり、ノースアップ表示で0.75海里(M)レンジに設定したレーダー及び船首方を漫然と見ながら、約10ノットの対地速力で自動操舵により瀬戸港南方沖を北進中、瀬戸港に近づいたので、操舵室内左舷側下方の壁に取り付けている無線機の電源を切ろうとして舵輪の下にしがみ込んだところ、14時50分ごろ衝撃を受け、機関を中立運転とした。</p> <p>船長Aは、B船と衝突したことに気付き、A船を旋回させてB船に着けた。</p> <p>甲板員Aは、船長Bに声をかけ、B船の船体の損傷状況等を確認して船長Bが頭部に負傷していることを認め、携帯電話で両船が所属する漁業協同組合に救助を要請した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、いか一本釣り漁の目的で、13時30分ごろ瀬戸港南方沖の漁場に向けて瀬戸港を出港した。</p> <p>B船は、13時40分ごろ、漁場に到着し、船首を南方に向け、船外機を停止して船尾からパラシュート型シーアンカー(以下「本件シーアンカー」という。)を投入して漂泊を開始した。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用して船体中央部右舷側の物入れに右舷方を向いて腰を掛け、船尾方の釣り具をあおりながら自身の右側に置いた魚群探知機を見たりし、操業に意識を集中していた。</p> <p>B船は、船長Bが、漁場を移動することとし、船外機を始動して本件シーアンカーを収納しようとして立ち上がって周囲を見たところ、A船がB船の船首方至近に迫っていることに気付き、右舷船尾部のシートに腰を掛けて全速力前進として左舵を取り、左回頭を始めたものの、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、右舷側の手すりにしがみついて落水をしのいだ後、携帯</p>

	<p>電話で家族に本事故の発生を連絡した。</p> <p>船長Bは、船長Bの家族から連絡を受けて来援した両船の所属する漁業協同組合の漁船に移乗して瀬戸港に戻った後、同漁業協同組合が手配した救急車で病院に搬送されて右肘頭骨折及び前額部創傷と診断された。</p> <p>B船は、A船にえい航されて瀬戸港に入港した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、約60年間の漁業経験があり、本事故発生場所付近の海域を航行した経験が豊富で本事故発生当日が平日であり、ふだん、同海域には、休日及び祭日でなければ釣り船などがいなかったため、他の船舶がいなくって航行していた。</p> <p>甲板員Aは、船首部の甲板で作業をしており、本事故発生までB船に気付いていなかった。</p> <p>船長Bは、約70年間の漁業経験があり、本事故発生場所付近の海域を航行した経験が豊富であった。</p> <p>船長Bの経験では、ふだん、瀬戸港南方沖でB船が漂流して操業中、航行する他の船舶がB船を避けて航行していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、瀬戸港南方沖を北進中、船長Aが、瀬戸港南方沖付近に他の船舶がいなくって思い、船首方の見張りを適切に行わずに航行を続けたことから、前路で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、本事故発生当日が平日であり、ふだん、瀬戸港南方沖付近には、休日及び祭日でなければ釣り船などがいることがなかったことから、他の船舶がいなくって思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、瀬戸港南方沖において漂流中、船長Bが、他の船舶がB船を避けてくれると思ひ、周囲の見張りを行っていなかったことから、A船がB船の船首方至近に迫っていることに気付き、衝突を避けるための動作を行ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、瀬戸港南方沖において、A船が北進中、B船が漂流中、船長Aが、平日で付近に他の船舶がいなくって思い、船首方の見張りを適切に行わずに航行を続け、また、船長Bが、他の船舶がB船を避けてくれると思ひ、周囲の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

	<ul style="list-style-type: none">・ 航行中、慣れた海域であっても常に緊張感を持って見張りを行うこと。・ 漂泊中においても、他の船舶が避けてくれると思わず、常時適切な見張りを行うこと。・ 事故発生の際は、直ちに海上保安庁に通報すること。
--	---

付図1 事故発生経過概略図

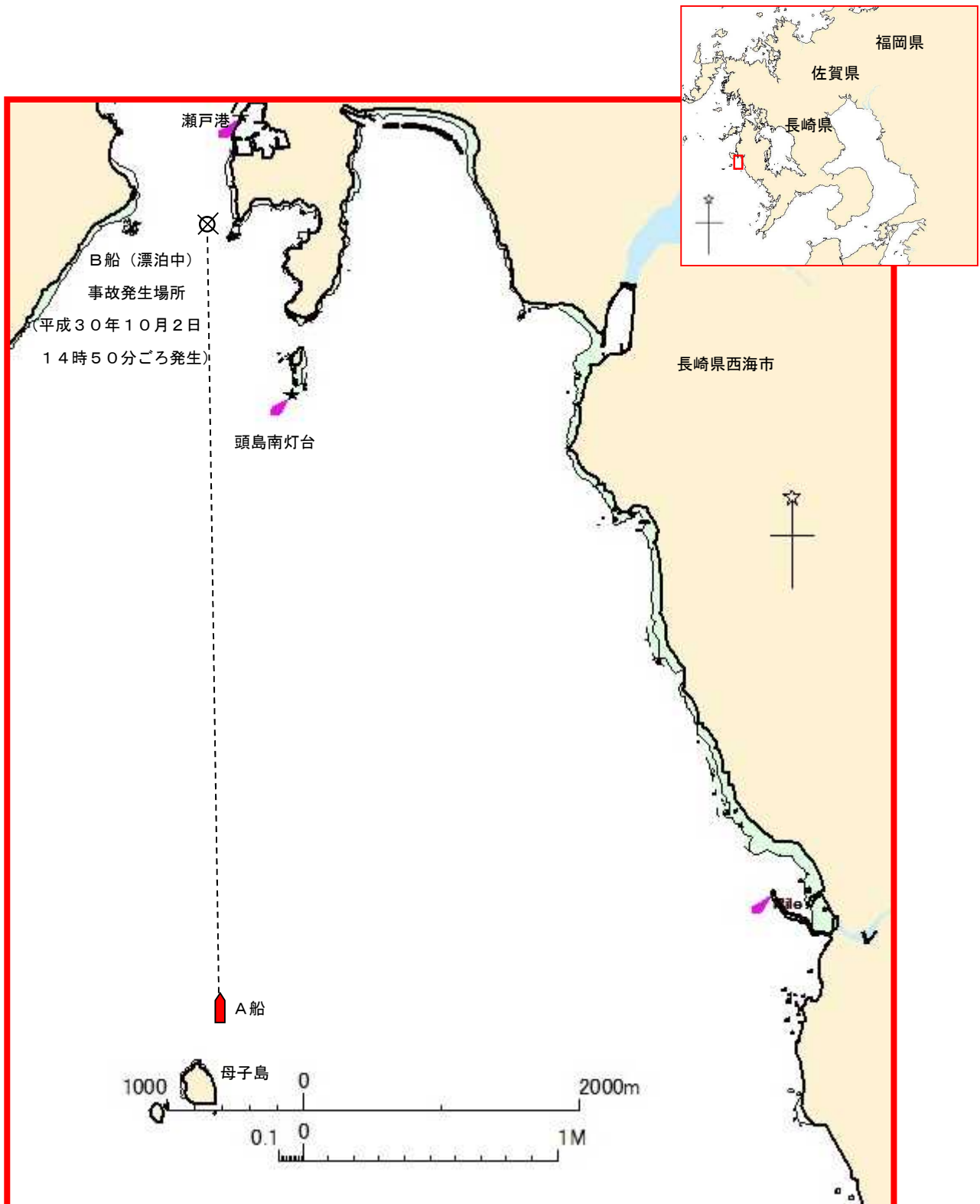


写真1 A船



写真2 B船

